□宗公 御一代記

延享四丁卯年
正月元日ヨリ
同月廿日マテ

巻二拾一

内閣文庫		
番號	和 42576	
冊數	64(1	
函號	149	35

四二五七六
六四
一四九一四

149-35

吉宗公御代記

延享四丁卯年

正月元日ヨリ

同月十日マテ

巻三拾一

日本政府図書
浅草文庫
内閣文庫

延享四丁卯年　隋えり分　同十月十三日

一　前之日蔵毛御所務
　当御支配之年八御所務之中　大御役儀高ニ
　而御役儀ニ付此上ハ右年御役人之中七　御代々御年

一　御在　御所出毛一割宛　此月之月不残被下置候
　尤も無之ニ付右之様ニ御仕候ニ付之御年寄之中　此念御座候

　在中之ニ

一　右大御作差引取之ハ御蔵中之御年ニ而能々
　右存り之ニ成

一四

日ハ渋川相口原ハ一ツ据ル日岸文長也可ト云ハ出火

一五

天文家ニ従テ天ニ出ル者ハ鏡也ト而日ク天ニ五シテ云

日ハ白キ非ハ前ニ従テ作雲ニ至ル

日ハ雨ニ降ル時ハ雷ニ雨ニ下ル日ニ有渡ル辺ニ降ル三ヶ日

一六

若州ノ辺ニ出ル雨ニ降テ雨ニ三ツ一日雨降ル

日ハ雨ニ三ヶ日降ルニ付テ北ニ出ル雨ニ至テ上ニ至ル者アル

雨ハ日ニ北ハ雨ニ雨ニ下ル天ニ帰ル雨ニ至テ雨ニ下ル所ニ至

雨ハ日ニ北ハ雲ニ至ル雨ニ至テ雲ハ雨ハ高クニ至テ云ハ至

但シ雨ニ北ニ出ル雲ハ雨ニ至テ雲ハ大雨ニ至ル

雨ハ雨ニ至テ出ル雲ニ雨ニ至ル也雨ニ至テ雲ニ至ル日ニ雨

一七

日ハ三ヶ日雨ニ降テ年ノ内ニ雨ハ降ル年ノ後ハ雲ニ至ル下ル所ニ至

一八

日ハ三ヶ年雨降テ雨ニ年ノ後ハ雨ニ至ル年ノ後ハ雨ニ至ル雨ノ後ニ至

日ハ三ヶ年雨降テ雨ニ年ノ後ハ雨ニ至ル年ノ後ハ雨ニ至ル雨ノ後ニ至ル雨ニ至ル

一九

大雨降ル雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至テ雨ニ至ル年ニ至

雨ニ至ル

日ハ雨ニ至テ雨ハ雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至

一十

日ハ一年雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至テ雨ニ至ル雨ニ至ル雨ニ至

雨ニ至ル

一十一
日本紀 太宰府 帝 仰 給 ハし 善 見 記 云 太
御 し 日 本 月 次 御 年 合 生 主 万 行 事 給 と ゟ
善 光 寺 宣 給 ふ と 述 き し 其 所 也
一十二
御 天 と 御 名 日 本 記 と 申 年 紀 ニ 御 記 時 語 ト 太 宰 府
語 人 三 百 ゟ 日 記 下 て 云 之 名 ゟ 主 御 所 御 名 也
一十三
日 本 帝 紀 二 年 ニ 如 記 給 六 月 ニ 記 を 定 ニ 留
御 元 年 ヘ 帝 記 ゟ 御 年 と 如 て 年 善 歳 之 定
一十四
ト と し て 帝 紀 ヲ 御 年 ゟ ヘ 給 ト て
日 本 紀 ゟ 太 宰 府 天 平 記 善 月 原 兵 衛 天 之 御 役 是
帝 御 年 語 多 人 と 語 に 帝 紀 太 宰 府 ハ 年 記 ゟ 年 ゟ
原 島 代 書 合 其 後 御 帝 相 年 右 定 之 と 語
太 日 年 紀 の 記 と し て 年 其 出 書 之 ゟ 書 紀
内 宰 相 ニ 云 し 五 善 ニ 左 右 役 無 く 御 元 年 見 紀
善 ハ 見 出 く 且 定 所 ゟ 日 善 原 と 役 官 内 年 ゟ 紀
日 ゟ 善 原 役 の 原 定 見 人 ゟ 任 一 名 原 之 ゟ 法 御 役 年 り
善 原 役 日 人 と 役 原 年 ゟ 道 法 定 ゟ 善 原 役
日 人 善 役 其 原 ゟ 天 年 紀 ゟ 善 ゟ 原 島 代 書 合 其 役
役 日 長 日 ゟ と 日 ゟ 刑 部 ゟ 任 ゟ 年 日 原 島 代 書 合 其 役

役者元役者役人一月中ニ度ツヽ芳ノ庭ニ鳥居前ニ出テ[illegible]

役者役人在ニ三年ニ一度ツヽ不残ヲ[illegible]

召之所ニ而其役ヲ[illegible]ニテ[illegible]右ノ人ニ遣

候ニ[illegible]年ニ[illegible]ニテ[illegible]之所ニテ[illegible]

[illegible]中ノ役ニ而ヲ遣シ[illegible]ニ候

一 十五

一 十六

[illegible]役人[illegible]月[illegible]役[illegible]所[illegible]

[illegible]ニ而役[illegible]仕[illegible]

[illegible]

役ノ役[illegible]ニ[illegible]

一 十七

[illegible]役人[illegible]遣之

[illegible]役[illegible]

[illegible]

一 十八

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 十九

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

りうご名誉ある人の歳あゝ候て年わいの深きにハ深く
右所帯無しきまゝ候共合て能手足に気を付へく
年伝 他町間候しの術に深く候しても気しかへく
かやうの事ハ不承候ハ所ハ其る事も候て見へ候
候し中にも内々不存候て一日修行候て
何し不存候へハ申候ハ不見へ候ハ尤可申候
能々申して行儀正しく見へ候て右のこと申候へハ
そんな事も申候て一つにても手も候へハ
其て可然ものとて

一　二十
りうご所の事にて候へハ能く心得申へく候
是ハ能者しま候て年の事にて申候
書状の様なとの事にて御手紙を候て
可然事にて候人にも能く申候
又は能申候て其事にて候
大事の事に候へく

一　二十一
りうご所の事にて申候へハ年々の事にて
從事も申候て下の事にて候へハ是にて候
能くしかるへき事に申へく

一 二十二
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 二十三
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 二十四
[illegible]
[illegible]

一 二十五
[illegible]
[illegible]

忠孝之道ハ両輪ノ如シ此ニ加ヘテ和ヲ専トシテ三ツ合
出家ノ一様ニ君ノ恩ヲ報スル事ニ相叶ヒ候テ其身ヲ
方ニ任セ候ヘハ忠孝ノ道ニ叶ヒ候忠孝之
道ニ至リ報恩ノ事忠孝ニ相叶ヒ候ヘハ孝ヲ立テ本
火ノ身ニ至リテハ天下ノ一統ヲ仕リ候テ万事ニ可叶
一族ノ内ニ不和ノ者有之候ハ利ヲ見ルニ付テ可被仰付
書キ候テ利ヲ見ル者ヲ家ヲ失フ利ヲ見ル者ヲ家ヲ立ツ
下ニ至テハ之ヲ以テ忠ヲ立テ家ヲ立テ候ヘハ
利ヲ見ル者ヲ不用ニ忠孝ニ背ク所ヲ不捨
移リ替ル人ハ忠ヲ尽シテ忠孝ノ道ニ叶ヘ候得ハ
忠ヲ尽シ候得ハ自ラ孝ヲ立テ家ヲ立テ候ヘハ
忠孝ノ道ニ入テ人ノ身ヲ修メ候ハ忠ヲ尽シ候得ハ
人ノ忠ノ心ハ仏ノ心ニ叶フ故ニ此ヲ以テ子ヲ
忠孝ヲ以テ忠ヲ立テ孝ヲ立テ候ヘハ仏ノ心ニ叶フ
諸仏ノ本意ハ忠孝ノ道ニ有之候ヘハ利ヲ見ル者ヲ不用
未来ノ生死ヲ離レ候ハ忠孝ノ心ヲ以テ仏ニ成ル
此ヲ忘レス忠ヲ立テ其身ヲ修メテ元ヲ知リ
忠孝ノ道ヲ尽シテ不忘候ハ忠孝ノ道ヲ立テ

未明下著して臨時祭[illegible]前日下知して
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

内[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

口傳在之、如此作立候ハ、右之手ニ少ノ間 作様有
右ノ手ニテ 物ヲ持候ハ、手ニ付之 手ニテ 持
出之 雷電 右ノ手ニ持 候外ニ 中ニ上 ル事 人
刑ヲ取候ハ、出ス也 右ニ立テ [illegible] ノ入候ハ
てきしく上 ル御 [illegible] 之
口伝 [illegible] 前後 [illegible] 刑ヲ取
右ノ手ニ [illegible] 人ノ刑ヲ取 [illegible] ノ [illegible]
右ノ [illegible] 掛 [illegible] 其ノ [illegible] 刑
出候 文 右ノ手ニ [illegible] 刑 [illegible]
[illegible] 口 ニ返す [illegible] 候 [illegible]
右 [illegible] いてくハ
[illegible] 候 右ノ刑 [illegible] 右ノ [illegible] 刑
右 [illegible] 候 [illegible] 二 [illegible] 九二 [illegible]
[illegible] 文 [illegible]
右 [illegible] 刑 [illegible]
口 傳 [illegible] 掛 [illegible]
又今 生 文 [illegible]
又人 [illegible] 文

給二而 [illegible] 利家公 [illegible] 利家公ニハ
以利 [illegible] 候處 [illegible] 可有之候
也 利家公 [illegible] 月 [illegible]
ニ候得ハ 利家公 [illegible]
[illegible]
以後一ヶ條 [illegible]
[illegible]
[illegible] 人 利家公 [illegible]
[illegible]

一 二十六

[illegible] 何共 [illegible]
太閤様 [illegible] 以利 [illegible] 太閤様 [illegible]
[illegible]
[illegible] 太閤様 [illegible] 利家公 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 太閤様 [illegible]
[illegible]
[illegible]

不知之奉行半之者ハ其代之所職を云以
公家ニ而不論其家ノ所職ヲ、名代ニ大ニ依之次第
此之事ハ　大名衆可申付此之者ハ其例之次第也
不法之例以可為者領之次第ニ不行
別而之仕置之事トモ可申付者也
定之次　大名衆者代不之三ハ申付

一 二十七
右之奉行ニ其旅所之　大名衆所之年寄之人衆ニ申付
然者其例不知其以申之次第　御奉行例也
不存其所ハ其儀可申付之事者　其御例なし
諸之奉行ハ其年寄之人衆之次第
ニ申付其所之者ハ其以所之者ハ其
当ニ以其例之次第申付之次第
其例可不及者申付

一 二十八
右利口之輩以虚言之次第
偽構之人以讒言之次第

一 二十九
右乃別之人ハ其訴訟
申上之所之次第可申付之次第

[illegible]

一 八幡御八講 年始也 一

一 門 年始也 一

一 [illegible] 国 一

一 [illegible] 一 [illegible]

[illegible]

三十 一 月 [illegible]

三十一 一 月 [illegible]

[illegible]

[illegible]

多門右衛門ニ渡候義ニ而も定而罷成可申候
一三十二 一首ニ八分半之出来候 寂(?)常(?)之所作候而歌ノ覚悪候
注申候
一三十三 リノ前ニ候 此所ヲ二ツニ而 指傳ヘ 聞書之 大鏡ニ候
一三十四 リノ字九字ヲ何ニ而 立覚ニ而 口傳ニ候
一三十五 リノ三首候 指傳ヘ 聞書ニ而 寂念ニ而入
ノ之ニ 和歌ノ道ニ而 口傳ニ而 首ハ此ノ方ニ
之方入候 首尾ニ而 大分ニ候 寂念 聞書
上ニ候 又候 前候 之首ニ 此候而

ノ之ノ道 ニ而 此所ニ而 ニ而 此候 一首ニ
如ク 返ニ 大分ノ 此所ニ而 前ニ候
剤ノ之ニ 前候 歌之 此ニ而 人ノ候
又ノ前候 首ニ候 此候 之ニ 此候 歌ニ入
傳新ニ候 此候 首ニ候 一首(?) 和歌ニ候
又ニ而 所作ニ而 和歌ニ候 又 之首ニ候
前ニ候 此候ニ而 又前候 此候ニ 首候 前ニ候 白(?)
此前ニ 和歌ニ候 又候 此候 前ニ候 口傳
又ノ 大分ニ候 首候 此候 之ニ 前候

御中わかまつ事有之ハ 御所様御剣衆之内にて 御服
御其後ハ こゝにて御太刀 御太刀役 御太刀進上之 御剣衆
一 御返 御月人

一 三十六
御太刀御剣ハ 御下行 御剣衆之内 御太刀進之
御太刀役

一 三十七
同元日 御祝之 御服 御盃 一献
御服 御劔ニ参 御頭 御劔衆 同 御太刀
進上 御物 御剣 御役人 同 御脇差 進上
御剣衆 太刀 御服 御劔 御太刀進上

一 三十八
御太刀 御月役 御服 進上之
同日 御服 御太刀 御剣 御服 御太刀 御剣 御剣衆之
御服 同 御剣 御太刀 御服 御剣衆之
御劔 御太刀 御服 御剣 御服

一 三十九
同日 御剣之次 太刀一腰 御太刀 御服 進上之
御服 御剣之次 屏風一双 御服 二 役御剣衆 御服
御馬 一腰 役人
御馬 屏風一双 役人
太刀 御剣之次 御服 御剣 進上 役御剣衆 御服

大将[illegible]御[illegible]御□□十[illegible]御[illegible]

一 四十
[illegible]
一 [illegible]

一 四十一
[illegible]

一 四十二
[illegible]

一 四十三
正月六日[illegible]大[illegible]

一 四十四
[illegible]

一 四十五
[illegible]

一 四十六
[illegible]十月[illegible]
[illegible]七[illegible]

餘ハ字ノ儀ニ而夜立入ハ太刀正本

一 廿七 扇ニ而ノ留見ル様専ノ位手前ニ而後ノ切ニ而遣フ事也

一 廿八 同 太刀ニ而構ヘ切ニ而渡ス也

一 廿九 同 太刀ニ而構ヘ右ニ而構ヘ前ニ而[illegible]

一 卅 雪ノ[illegible]ニ而[illegible]中ニ而

一 卅 同 [illegible]ニ而[illegible]

一 卅一 [illegible]

[illegible]二ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 卅二 同 太刀ニ而構ヘ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　安三

同 [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible]

是 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一　安四

[illegible]

同 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　安五

同 [illegible]

[illegible]

[illegible]

首尾よく相済候ハヽ信州江相帰り其上御首尾ニ
成候ハヽ重而其上ニて上へ差上候ニ付て及へ
可申上候此段御聞届候ニ付何分ニも不宜
御座候

一 五十六
りう法院殿 五右衛門事 [illegible]
此ニ付[illegible]相済候ニ付[illegible]
下し[illegible]相手物[illegible]候[illegible]
主張[illegible]何分[illegible]相済[illegible]
首尾よく[illegible]相済候て[illegible]

其上不存寄[illegible]
能[illegible]
[illegible]
相済候[illegible]
[illegible]
首尾[illegible]鳥居[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]切[illegible]
[illegible]

仍而ことしく 諸大名衆合点之由候

一 五十七 同日大坂衆[illegible]八日[illegible]大坂[illegible]
[illegible]目出度[illegible]

一 五十八 同廿日見え候

一 五十九 同日大坂衆[illegible]世間之[illegible]
[illegible]大坂衆[illegible]

一 六十 同八日大坂衆[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]

一 六十一 同十六日[illegible]

一 六十二 同[illegible]大坂衆[illegible]九百[illegible]
[illegible]

一 六十三 同九日大坂衆[illegible]
[illegible]

一 六十四 同[illegible]大坂衆[illegible]

一 六十五 同十一日大坂衆[illegible]大和[illegible]

右日次常憲院様の霊前江出御国様御伴仕候ハヽ被
名弥五郎之侭ニ候へ共是ハ御伴仕候へ先ニ遣候
之候得共御礼上候所其後御出勤成候て
又もし〳〵久しく成り候て至て御く

一 卅六
より常憲院様の御三年忌 大猷院様御霊屋
之霊前ニ大猷院様御霊前中御成之節
御拝ニ参上候所御目見被仰付候て罷出候
右之通ニ候し 御同年十月廿日ニ相勤申候
其後之事 右之通ニ御座候し是迄ニ至申

二月十一日ゟ御勤被仰付候て表へ罷出
之候御同日之年来詰月之御祝儀十日ゟ御出候
其御十七日之間々ニ相勤申候 右之通御座候
其御役被仰付候 御手

一 卅七
より右之番頭ハ手伝之

一 卅八
より明十月之表向ニ御座候ニ付御用之御勤番人被仰付

右之通之事

一 卅九
より明十月の其御勤ニ付候 右同年正月廿日
之ハ御礼被仰付候て御役儀相勤御座候之分

云宗年ハ太宰府霊前ニ御出ありし夜の夢に
しるしあるべしとて二度三度まで御宣ありて下向
ありけり、大内義隆所領を掌寄進ありしと
なり、されば毎年御祭礼ニハ太宰府へ参向
ありし、諸家の衆あまた参詣ありし也、去年
も又是を御祈念ありしとなん

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan